

子ども・子育て支援新制度説明会

日 時 平成 26 年 5 月 26 日 (月)
午後 1 時～
場 所 本館 第 2 委員会室

次 第

1 開 会

2 子ども未来局長挨拶

3 内 容

(1) 子ども・子育て支援新制度について

パンフレット、子ども・子育て支援新制度関係資料

(2) 本市の取組みについて

資料 1、2、別紙 1、2、3、4

(3) 市議会 6 月定例会で上程する条例（案）について

資料 3、4、5、6、7

(4) 質 疑

4 閉 会

子ども・子育て支援新制度に向けた取組について（平成25年度）

1 子ども・子育て支援事業計画

- ① 静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会について、条例改正及び委員の拡充を行い、静岡市子ども・子育て会議として位置づけた。
- ② 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業について市民ニーズ調査を実施した。
発送 7,000 件 回収 4,217 件 回収率 60.2%
(調査結果に基づく量の見込みについては現在精査中。)
- ③ 次世代育成支援対策推進会議（庁内）及び子ども・子育て会議（庁外）での審議を経て、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定（別紙1）を含む事業計画骨子（案）（別紙2）を作成した。

2 市立園の認定こども園移行

- 次世代育成対策推進会議公立移行分科会で「静岡市立幼稚園・保育所移行方針（案）」を作成し、教育委員会審議、パブリックコメント、子ども・子育て会議での意見聴取を行った上で、経営会議で「移行方針」（別紙3）を決定した。
パブリックコメント数 1,337 件

3 私立園の移行支援

- ① 全私立幼稚園・保育所を対象に、新制度概要、公立移行方針、施設整備補助、区域設定、教育・保育の量の見込みなどについて、説明会を各3回実施した。
- ② 施設整備などの面で特に影響の大きい私立幼稚園については、全園を訪問し、施設及び運営についての調査、情報交換、移行相談等を実施した。個別の相談等に対しては随時対応を図った。
- ③ 平成26年2月時点での各園の意向についてアンケートを実施した。
幼稚園（53園中、未定35園、こども園移行14園ほか）
保育園（59園中、未定22園、こども園移行21園ほか）

4 待機児童解消加速化計画

- 国の待機児童解消加速化プランに対応し、「静岡市待機児童解消加速化計画」を作成し、これに基づき施設整備事業を実施した。（別紙4）

子ども・子育て支援新制度に向けた取組について（平成 26 年度）

1 子ども・子育て支援事業計画

- ① 現在、ニーズ調査（25 年度実施）の結果に基づき教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ等）の需要量の精査、供給体制の確保・改善策について検討中。
- ② 今後、次世代育成支援対策推進会議（庁内）及び子ども・子育て会議（庁外）での審議を経て、平成 26 年 9 月までに計画仮確定。27 年 3 月までに事業計画の決定。

2 市立園の認定こども園移行

- ① 基本的事項（開所時間、職員体制等）について、子ども未来局及び教育委員会事務局で検討・協議中。6 月議会に上程予定の設置条例に関わる事項から決定予定。
- ② 認定こども園で実施する教育・保育の内容及び新たな職となる保育教諭の職位、職務、給料表等について検討を開始。

3 私立園の移行支援

- ① これまで、園長会などで、新制度の内容、幼保連携型認定こども園の基準（案）等について説明。今後も、新制度に係る情報について、随時説明予定。
- ② 私立園からの移行の判断材料となる公定価格の仮単価が 5 月末に国から提示される予定。これを踏まえ市の単独事業等の対応を検討。また、幼保連携型認定こども園の基準に係る条例（案）等を 6 月議会に上程予定。
- ③ これらを私立園に説明した上で、6 月～7 月に施設意向調査を実施予定。

4 利用者負担

- 国による公定価格仮単価及び利用者負担額（案）の提示（5 月末）を踏まえ、本市における利用者負担について検討予定。

5 支給認定・入園手続き等

- ① 制度管理システムについて、子ども未来局及び区保育児童課で検討・協議中。26 年 10 月から支給認定等の稼働（第 1 次）及び、27 年 4 月から給付等の稼働（第 2 次）を予定。
- ② 事務執行体制、業務手順等について、システム開発に合わせ検討予定。

6 待機児童解消加速化計画

- ① 本年度当初の待機児童の状況について、5 月中の公表に向けて集計・分析中。
- ② 加速化計画に基づき、私立幼稚園の認定こども園移行支援、小規模保育事業の新設等を実施。今後、必要に応じ、追加策を検討。

7 市民周知

- 広報紙、DM、在園児童向け通知、啓発パンフレット、ホームページ、子育て団体説明等により広報活動を実施予定。

・ 4～6 月 新制度概要など ・ 7～9 月 認定・入所手続きなど ・ 10 月以降 個別園説明など

子ども・子育て新制度の施行及び公立移行に伴い整備を要する条例

資料3

No.	例規等の名称(新規制定の場合は仮称)	制定改廃の別	制定・改正の主な内容	整備(予定)時期	施行(予定)日
1	静岡市健康福祉審議会条例	一部改正	幼保連携型認定こども園の設置、廃止の認可、事業の停止の命令等をしようとするときに、あらかじめ意見を聴くべき合議制の機関を規定するための改正	平成26年6月議会	平成27年4月1日 (一部公布の日から)
2	(仮称)静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	新規制定	幼保連携型認定こども園の設置を認可する際の設備や運営等に関する基準について定めるもの	平成26年6月議会	平成27年4月1日 (一部公布の日から)
3	(仮称)静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	新規制定	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等の事業の認可基準について定めるもの	平成26年6月議会	平成27年4月1日 (一部公布の日から)
4	(仮称)静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	新規制定	認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設や小規模保育事業等の地域型保育事業を行う事業者が、給付を受ける対象として適切な運営を行っているか確認するための基準について定めるもの	平成26年6月議会	平成27年4月1日 (一部公布の日から)
5	静岡市立保育所条例	廃止	市立保育所の幼保連携型認定こども園への移行等に伴う廃止	平成26年6月議会	平成27年4月1日
6	(仮称)静岡市立こども園条例	新規制定	市立の幼保連携型認定こども園の設置等について定めるもの	平成26年6月議会	平成27年4月1日
7	静岡市立学校設置条例	一部改正	市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行等に伴う幼稚園に係る規定を削る改正	平成26年6月議会	平成27年4月1日
8	静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例	廃止	市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行等に伴う廃止	平成26年6月議会	平成27年4月1日
9	(仮称)静岡市子ども・子育て支援法施行条例	新規制定	子ども・子育て支援法第87条に基づく過料等について定めるもの	平成26年9月議会	平成27年4月1日
10	(仮称)静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	新規制定	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の認可基準について定めるもの	平成26年9月議会	平成27年4月1日 (一部公布の日から)
	その他整備を要する条例(約30本)	一部改正	職員給与、字句の整備等	平成27年2月議会	平成27年4月1日

「静岡市こども園条例」の概要

1 趣 旨

小学校就学前の子どもに、教育及び保育を一体的に実施するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うため、認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園及び山間地域において教育又は保育を行う施設を設置するための条例を制定するもの

2 内 容

(1) こども園の種別

ア 幼保連携型認定こども園

(現在の市立幼稚園及び市立保育園の全てが移行(次のイを除く))

イ 山間地域において教育又は保育を行う施設

(現在の井川、清沢の各幼稚園、梅ヶ島、大川の各保育園が移行)

(2) こども園の名称

原則1 「幼稚園」「保育園」を「こども園」とする。

例) 上土保育園→上土こども園、大谷幼稚園→大谷こども園

原則2 同一名称の幼稚園と保育園は、保育園から移行する方に「中央」を付ける。

例) 由比幼稚園→由比こども園、由比保育園→由比中央こども園

原則3 「清水〇〇幼稚園(保育園)」の「清水」を取る。

例) 清水飯田北保育園→飯田北こども園、(例外: 清水幼稚園→清水こども園)

例 外 服織第二保育園は服織中央こども園とし、由比入山保育園は入山こども園とする。

(3) 利用対象者

小学校就学前の子ども

(4) 開園時間

午前7時から午後6時まで(時間外保育により午後7時まで開園する園あり)

(5) 休園日

日曜日、祝日、年末年始

(6) 使用料

教育・保育に係る使用料は、国が定める基準により算定した額(実質的な利用者負担は保護者の所得状況等に応じて段階的に設定)とし、その他の使用料は、これとの均衡を考慮して規則で定める予定。

3 施行期日

平成27年4月1日又は改正認定こども園法の施行の日のいずれか遅い日

(平成27年4月1日予定)

4 特記事項

当分の間、市立幼稚園から移行する幼保連携型認定こども園には3歳未満のこどもの定員を設けず、市立保育園から移行するこども園には、3歳以上の保育を必要としないこどもの定員を設けない。

「静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の概要

幼保連携型認定こども園とは

「学校及び児童福祉施設」としての法的位置づけを持つ一体の施設であり、認可幼稚園と認可保育所の機能を併せ持つ施設。保護者が働いている、働いていないにかかわらず子どもを預けることができ、質の高い幼児教育・保育を受けることができる。また、すべての子育て家庭を対象に子育て相談や集いの場の提供など子育て支援を行う。

1 趣 旨

子ども・子育て支援新制度で新たに位置づけられる「幼保連携型認定こども園」の設置を認可するに当たり、国が示す基準を踏まえ、市がその設備や運営等に関する基準を定めるもの

2 基準のおおまかな考え方

- ・幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ。
- ・幼稚園と保育所のいずれかのみに適用がある事項は、学校かつ児童福祉施設としての性格を踏まえ、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ。

3 基準の主な内容

(1) 学級の編制 1学級 35人以下

(2) 職 員 園長、学級専任の保育教諭、調理員

(3) 直接従事の 満4歳以上 園児おおむね30人につき1人

職 員 満3歳以上 園児おおむね20人につき1人

満1歳以上 園児おおむね6人につき1人

満1歳未満 園児おおむね3人につき1人

(4) 施設・設備

ア 園舎、園庭の面積 学級数・満3歳未満の園児数に応じて算出

イ 備えるべき設備 職員室、保育室、遊戯室、ほふく室(乳児室)、保健室、調理室、便所、飲料水用設備等

(5) 運 営

ア 教育時間 年39週を下回らないこと。1日4時間であること。

イ 保育時間 標準時間1日8時間であること。

4 施行期日

改正認定こども園法の施行の日(平成27年4月1日予定)

「静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の概要

家庭的保育事業等とは

- 家庭的保育事業
家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行うもの
- 小規模保育事業
少人数(6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気できめ細かな保育を行うもの
- 事業所内保育事業
会社の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育するもの
- 居宅訪問型保育事業
障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行うもの

1 趣 旨

家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)の認可に関する基準を定めるもの

2 基準の主な内容

(1) 総 則

- ア 人権への配慮、地域交流、外部評価受審、採光・換気等の配慮、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、衛生管理、秘密保持等について規定
- イ 事業終了後も教育又は保育が引き続き行われるよう保育所等との連携に努めること
- ウ 職員の資質向上のため研修の機会を確保すること

(2) 各事業の規定(原則のみ掲載。例外規定あり)

	家庭的	小規模(A型)	居宅訪問型	事業所内(定員20以上の場合)
設 備	保育室、調理設備、便所、庭等(家庭的保育者の自宅)	保育室又はほふく室(遊戯室)、調理設備、便所、屋外遊技場等	—	乳児室又はほふく室(遊戯室)、医務室、調理室、便所、屋外遊技場等
職員及び保育従事者数	家庭的保育者、囑託医、調理員	保育士、囑託医、調理員	家庭的保育者	保育士、囑託医、調理員
保育時間	8時間を原則	8時間を原則	8時間を原則	8時間を原則
定員(参考)	1~5人	6~19人	1人	制限なし(ただし、従業者の子どもの数に対するその他の子どもの数の規定あり)

3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成27年4月1日予定)

「静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の概要

「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」とは

「教育・保育施設」は、認定こども園、幼稚園、保育所を指し、「地域型保育事業」は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を指す。

子ども・子育て支援新制度においては、それらが、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、認定区分毎の利用定員を定め、給付の対象となることの市の確認を受け、給付による財政支援の対象とすることとなっている。

その確認を受けた施設や事業が「特定教育・保育施設」「特定地域型保育事業」となる。

1 趣 旨

認定こども園、幼稚園、保育所などの施設や地域型保育事業を行う事業者が、給付金を受ける対象として適切な運営を行っているか確認するためのもの

2 基準の主な内容

(1) 特定教育・保育施設

ア 利用定員 20人以上（認定こども園及び保育所）

イ 利用区分 認定こども園 1号、2号、3号

幼稚園 1号

保育所 2号、3号

※1号認定…保育を必要としない満3歳以上小学校就学前の子ども

※2号認定…保育を必要とする満3歳以上小学校就学前の子ども

※3号認定…保育を必要とする満3歳未満の子ども

ウ 運 営

(ア) 定員を超えているなど正当な理由がなければ、申込みを拒んではならない。

(イ) 円滑な就学などのため、小学校等と密接な連携に努めること。

(ウ) 提供する教育・保育の質の評価（自己・外部）を行い、常にその改善を図ること。

(エ) 職員の資質向上のため、研修の機会を確保すること。

(オ) 地域住民や地域活動との連携及び協力を行うなど地域との交流に努めること。

(カ) 上記のほか、定員の遵守、子どもの平等取扱、虐待禁止、懲戒権限の濫用禁止、秘密保持などについて規定。

(2) 特定地域型保育事業

ア 利用定員 家庭的保育事業 1人以上5人以下

小規模保育事業（A、B型） 6人以上19人以下

〃 （C型） 6人以上10人以下

居宅訪問型保育事業 1人

イ 利用区分 3号認定こども（各事業共通）

ウ 運 営

(ア)～(カ) 同上

(キ) 必要な教育・保育が継続して行われるよう、特定教育・保育施設と連携協力すること。

3 施行期日 子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日予定）

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

1 提供区域と事業計画の関係

子ども・子育て支援法
第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

- 5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を定める。
- 以下の事業について「提供区域」ごと、各年度の量の見込み・提供体制の確保内容・実施時期を定める。
 - 教育・保育施設及び地域型保育事業
⇒認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
※民間施設については、本制度の利用を希望し、市が定める基準等に適合する施設を対象。
 - 地域子ども・子育て支援事業
⇒放課後児童クラブ、子育て支援センター、延長保育、妊婦健診等、法で指定する11事業)

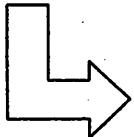


提供区域 = 計画の基本単位
(27年度から5年間の量の見込み・サービスの確保内容・実施時期を区域ごとに設定)

2 事業計画における記載イメージ

【A提供区域】

③④支援事業	27年度	28年度	29年度
①量の見込み	800人	800人	800人
②確保の内容	600人	700人	750人
②-①	▲200人	▲100人	▲50人



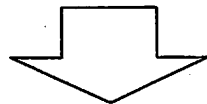
平成31年度まで計画

3 「提供区域」の定義

- 子ども・子育て支援法（第61条第2項）
市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域
- 国の基本指針（案）
小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域
※1 教育・保育施設及び地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることから適切な区域設定が必要。
※2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが実態に応じて認定区分又は事業ごとに設定することが可能。

4 提供区域を設定する上での主なポイント

- 本市特有の地理的状況等を踏まえているか
- 既存の施設や運用体制を有効活用できるか
- サービスを円滑に提供できるか（実施可能な事業計画であるか）
- 需要と供給のバランスが図れるか
- 他の計画等との整合性が図れるか



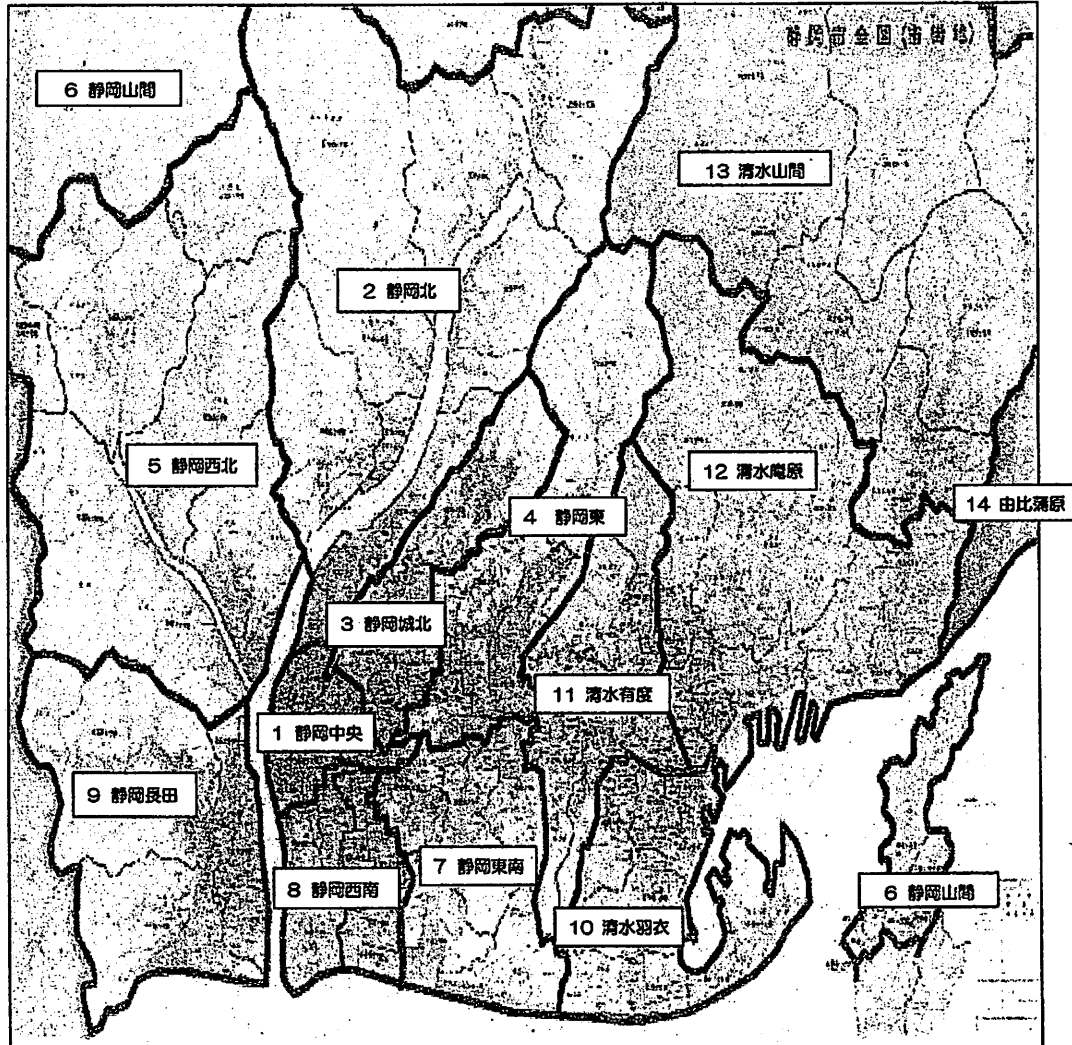
上記を踏まえながら、事業の性質やサービスの提供体制に即した提供区域を各事業単位で設定する。
事業計画施行後は、運用状況等をもとに点検・評価を行い、必要がある場合は計画の見直しを行う。

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域案

事業名		事業概要	提供区域(案)	左記提供区域案を設定する理由
教育・保育事業		認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育(小規模保育等)などを通じ、幼児期の学校教育・保育を提供する事業。	14区域	市民により身近で利便性の高い区域設定を念頭に、地理的条件、交通事情、既存施設の整備状況等を総合的に勘案。
地域 子ども ・ 子育て 支援 事業	1 利用者支援	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援事業の情報を集約し、子どもや保護者からの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言するとともに、関係機関との連絡調整を行う事業。	3区域 (行政区)	教育・保育給付に係る支給認定及び特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用申込み窓口が、施設等の所在する各区保育児童課となっているため、情報も集約され、申請と合わせ利用支援も行うことができ、市民の利便性も高いと考えられる。
	2 地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業。	14区域 (教育・保育事業と同様)	利用者が自宅から容易に移動することが可能な区域に配置する事が望まれること、車を利用して施設を訪れる方が比較的多いこと、現在の子育て支援センターの配置状況、また実行可能な整備計画の策定等を総合的に勘案。
	3 一時預かり事業	保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業。	14区域 (教育・保育事業と同様)	保護者の病気や冠婚葬祭等緊急的な利用が想定されるため、自宅から容易に移動することが可能な場所に配置することが望ましいこと、及び既に約96%の保育所に配置され、さらに幼稚園における預かり保育も対象となることによる。
	4 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	3区域 (行政区)	①訪問員の業種(種類)により訪問方法及び活動拠点が異なる。 ②養育支援や児童相談所など他機関との連携は、行政区ごとに行ったほうが、各種事例等も共通認識ができ効率が良く、命令系統も統一される。
	5 養育支援訪問事業 (その他要保護児童、要保護児童等の支援に資する事業)	○養育支援訪問事業 養育の支援が特に必要な家庭に保育士等の資格を持った訪問員を派遣して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業。 ○要保護児童対策地域協議会 要保護児童等の適切な保護または支援を図るため、関係機関、関係団体による情報交換、情報共有、支援策の検討等を行う協議会。 代表者会議(全市レベル:年1~2回開催)、実務者会議(各区ごと:月1回開催)、個別ケース検討会議(各区関係機関:随時開催)の3つを設置している。	3区域 (行政区)	各区の保健福祉センター、家庭児童相談室(保育児童課)ほかからの依頼を受けて中核機関(子ども家庭課)が対象世帯を訪問・調査し、開始決定を各区の要保護児童対策地域協議会に付議することから、行政区ごとの区域設定が適当と考える。 また、登録支援訪問員は各区ごとに活動可能範囲を考えていることから行政区を区域として設定することが適当と考える。
	6 ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(おねがい会員)と、援助を行うことを希望する者(まかせて会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。	3区域 (行政区)	利用実績や車の使用によりある程度広域での支援活動が可能なこと、また住民の登録申請に基づく会員制組織のため、細かな区域ごとの計画的な会員配置が困難。
	7 子育て短期支援事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童発達施設など保護を適切に行うことができる施設において必要な保護を行う事業。	1区域 (市全体)	①現施設が実区に所在している。 ②各区の保育児童課(家庭児童相談室)を申請窓口として、3施設の空き状況を確認して利用しているため、現在の利用状況から見て全市での需要に答えられると見込める。
	8 延長保育事業	11時間の開所時間を超えて概ね午後7時まで保育を行う事業。	14区域 (教育・保育事業と同様)	保育所等における通常保育時間を延長する事業であり、実施の有無については保護者が保育所等を選択する際の判断基準となることから、教育・保育事業の提供区域と同じ14区域が適当と考える。
	9 病児保育事業	児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び病気となった場合の児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(おねがい会員)と、援助を行うことを希望する者(まかせて会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。	3区域 (行政区)	現在、施設型の2か所においては定員を超えるほどの利用がないこと、及び病中・病後の児童を保護者が主に車で送迎することを勘案。 緊急サポートセンター事業においても、利用実績や車の使用によりある程度広域での支援活動が可能。また住民の登録申請に基づく会員制組織のため、行政区が適当。
	10 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。	14区域 (教育・保育事業と同様)	利用ニーズの確保に向けた今後の放課後児童クラブの整備にあたっては、学校内への施設整備を中心とする現在の手法のみでなく、学区の枠を超えた整備や民間力の活用など、さまざまな対応策の検討が必要となる。 そのため、放課後児童健全育成事業に関する提供区域は、小学校区よりある程度広範なエリアを提供区域とすることが適当。
	11 妊婦健診	安全・安心な分娩や出産、妊婦の経済的負担の軽減を図るため、公費負担の受診料を交付し、医療機関等への受診を勧奨する。	1区域 (市全体)	①妊婦健診は、妊婦の利便性を考慮し全国の産科医療機関で受診可能なため居住区域以外での利用者が多い。 ②基本健診は14回分あるが、利用回数は人それぞれ異なる。また、里帰り先(一時)や転入出などにより、複数の産科医療機関を利用する妊婦もいる。 ③全てを把握できるのは、事業担当課のみである。

参考：教育・保育事業に係る提供区域案

14区域



区域案	
区域数	14区域
区域図	
設定区域	・第2次静岡市総合計画で小・中学校区の次に日常生活圏として設定された16地域をベースに地理、施設配置、交通事情等を勘案しまとめたもの。
地理的状况	・各区域は、近隣の4-9の小学校区がまとまった区域であり、市民に身近な日常的な生活圏。 ・細かく区域を設定することにより、市街地、周辺部、山間部等各区域内の地理的な特徴に比較的差异がない。
交通事情	・山間部や安倍川による地理的な隔たりを考慮しており各区域内の移動距離が比較的短い。 ・市街地の各区域では東西に走る鉄道や、静岡駅・清水駅等を起点とした路線バスの利用が想定される。 ・周辺部（静岡北、静岡西北）や山間部では、南北方向に主な道路が通り、静岡駅や清水駅を起点とした路線バスや自家用車の利用が想定される。
1区域あたり未就学児数(0-5歳)	約2,440.5人 (88-4,689人)
1区域あたり施設数	保育所：約7.6施設(0-15施設) 幼稚園：約4.8施設(2-9施設) 小学校：約6.2(4-9校)
子ども人口、幼保施設の状況	・山間部・由比蒲原とその他の区域では、人口規模や施設の状況が大きく異なっており、山間部では特に数が少ない。
総評	・地理、交通事情等、日常生活圏に一番近い区域であり、より地域の実情に応じたサービスの提供が可能。 ・区域内における既存施設配置は概ね均等となっており、バランスのとれた状況となっている。

平成26年5月9日時点

「(仮称)静岡市子ども・子育て支援事業計画」 計画骨子案

【 計 画 の 構 成 】

- 1 (仮称)静岡市子ども・子育て支援事業計画について
- 2 静岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題
- 3 計画の基本的な考え方
- 4 子ども・子育て支援の新たな取り組み
- 5 計画に基づく具体的事業
- 6 計画の推進体制(PDCAサイクルの確保)
- 7 参考資料等

1 (仮称)静岡市子ども・子育て支援事業計画について

(1) 本市における事業計画の趣旨・位置づけ

本市における事業計画は、子ども・子育て支援法により記載する必要がある項目に加え、26年度末で計画期間が終了する『しずおか☆未来をひらく子どもプラン』(静岡市次世代育成支援対策行動計画)を引き継ぐ計画に位置付け、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く記載することとする。

(2) 計画の期間 27年度から31年度までの5か年とする。

(3) 計画の対象 この計画は、市内のすべての子どもとその家族、地域、事業主を対象とする。 また、この計画において「子ども」とは、概ね18歳までとする。

(4) 本市における他計画との関係

① 本市の他の行政計画との関係について記載

ア) 関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定。また、今後策定される予定の計画についても、可能な限り整合を図る。

イ) 計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進める。

② 上位計画・関連計画について記載

【記載を想定している計画】

ア) 第3次静岡市総合計画 イ) まちみがき戦略推進プラン ウ) 静岡市健康福祉基本計画 エ) 静岡市地域福祉計画
オ) 静岡市健康爛漫計画 カ) 静岡市高齢者保健福祉計画 キ) 静岡市子ども・若者育成プラン ク) 静岡市障がい者計画
ケ) 静岡市ひとり親家庭自立支援促進計画 コ) 静岡市教育振興基本計画

2 静岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市における子ども・子育てに関する現状、これまでの取組(成果)、課題を記載。

【記載事項(案)】

- (1) 少子化の現状や将来推計 …… 人口動態、児童数、出生、婚姻推移など統計情報より抽出
- (2) 子育ての現状・希望 …… ニーズ調査等の結果を反映
- (3) 現状分析のまとめと課題 …… しずおか☆未来をひらく子どもプランの評価を踏まえ記載

3 計画の基本的な考え方

「しずおか☆未来をひらく子どもプラン」を基に、子ども・子育て支援法における基本指針、静岡市子ども・子育て会議、静岡市次世代育成支援対策推進会議における意見等を踏まえ記載。

【計画の全体構成(案)】 以下をもって構成する。

- ① 基本理念 …… 計画のめざすまちの姿、目標 ⇒ 子どもプランの基本理念「静岡市は子どもをたいせつにします」を継承
- ② 基本目標 …… 基本理念を実現するための基本的な目標【視 点】
- ③ 施策目標 …… 基本目標を達成するための施策毎の目標【大項目】
- ④ 基本施策 …… 施策目標を達成するための基本的な施策【中項目】
- ⑤ 実施事業 …… 実施する具体的な事業【小項目】
- ⑥ 保護者、地域、事業者及び行政の役割・責務
- ⑦ 計画体系 …… ①～④を体系図で表す

【基本理念】 子どもプラン(次世代計画)

静岡市は子どもをたいせつにします

子どもは社会の宝であり、次代を担う無限の可能性を秘めた、かけがえのない大切な存在です。また、子どもの成長していく姿は、親にとって何よりの喜びや励みとなります。子育てには苦勞が伴いますが、それにも増して子どもの成長過程には、様々な喜びや楽しみがあります。

私たち大人には、子どもが未来に希望をもって心豊かで健やかに育ち、安全で安心して暮らすことのできる社会を築いていく責任があります。また、子どもを安心して生み、育てやすい環境に整備していくことにより、子育てに夢を持ち、子どもを生み育てる誇りや喜びを感じられるまちづくりを進める必要があります。

一方、少子化は、我が国の社会経済に様々な影響や問題を及ぼす可能性があります。具体的には、労働力人口の減少による経済へのマイナスの影響がでることや年金・医療・介護などの社会保障制度の持続的維持が困難になること、自主的な住民活動など地域地縁の維持が困難になる可能性があることが言われています。

結婚や出産は個人の意思に基づくものですが、少子化の流れを変えるためには、国が大胆かつ総合的な少子化対策のための基本方針や政策を策定し、財政上の措置を明確にしたうえで、地方公共団体は地域の実情に応じた施策を柔軟かつ的確に実施するなど、国、地方公共団体がそれぞれの役割を分担しながら、施策を進めていく必要があります。

子育てや子育てをめぐる現状は、本市においても、まず、核家族化の進行に伴い、身近に子育てを支援してくれる親族がいないなど、子育てが孤立しがちになっていることがあげられます。次に、女性が就労する機会が増える中で、仕事と子育ての両立を実現する仕組みが十分整っていないことがあげられます。さらには、少子化の進行により、兄弟姉妹が少なく周囲にも子どもが少ないため、子ども同士の人間関係を構築できる機会が少なくなっていることなどもあげられ、子育て子育てしやすい環境が十分整っているとは言えない状況となっています。

これらの状況を改善していくためには、国、地方公共団体が実施する施策だけでなく、保護者をはじめとするすべての人々が、それぞれの立場で子育てや子育てに協力し、応援することが望まれるとともに、家族だけでなく、地域において子育て子育てを支援し、見守っていく必要があると考えます。

この計画の基本理念を ～静岡市は子どもをたいせつにします～ と定め、すべての人々が一体となって子育て子育てにかかわることで、誰もが安全で安心して子育てできるよう、また、子ども自らが健やかに成長できるよう、まちづくりを進めます。

【基本理念】 新制度案

静岡市は子どもをたいせつにします

子どもは社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない大切な存在です。子どもが家庭や地域のぬくもり、豊かな自然環境の中でのびのびと育っていくこと、子どもを安心して生み育てることができること、子育てに喜びや生きがいを感じられるようになることは、社会全体の願いであります。

また、私たち大人には、子どもにとって最もよいものは何か、すなわち「子どもの最善の利益」のために、子どもの視点にたち、必要とされる支援を切れ目なく行い、すべての子どもが、その生まれ育った環境によって左右されることなく、未来に希望をもって成長できる社会を築いていく責任があります

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊いものです。

一方では、少子化の進行により、子どもの数の減少とともに、兄弟姉妹の数も減少し、異年齢の中で育つことや、子ども同士の人間関係を築く機会が少なくなっているなど、子どもの育ちをめぐる環境が変化しています。

また核家族化の進行、共働き家族の増加、地域とのつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭をとりまく環境の大きな変化にともない、就労の有無や状況に関わらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

これらの状況をより良くしていくためには、父母その他の保護者が子育てについて第一義的な責任を有するということを前提としつつ、社会の様々な分野におけるすべての人たちが、子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ちや子育てへの支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの立場で支え合い、見守っていく必要があります。

静岡市民が一体となって、子どもとその保護者を支えていくことを通じて、誰もが安心して、楽しく子育てができ、すべての子どもが健やかに成長することができる静岡市となるよう、この計画の基本理念に「静岡市は子どもを大切にします」とかけ、その実現に取り組んでいきます。

※「しずおか☆未来をひらく子どもプラン」を引き継ぎつつ、子ども・子育て支援法における基本指針の内容を踏まえ作成。

【基本目標】 子どもプラン(次世代計画)

- (1) 安心して子育てができるまちづくり【子育て支援】
保護者の子育てに対する不安や負担感を少なくし、安心して出産や子育て
することができ、子育てと仕事が両立できるまちを目指します。
- (2) 子ども自らの育ちを支援するまちづくり【子育て支援】
子どもが遊びや学びを通して、自立心や社会性を身につけ、また一人ひとりの
個性が尊重され、子ども自らが心身ともに成長することができるまちを目指
します。
- (3) 地域で子育て子育てを支援するまちづくり【地域づくり】
地域において子どもの躍動する姿や笑顔があふれ、地域で子育て子育てを
支え合うことができるまちを目指します。

【基本目標】 新制度案

- (1) 子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちづくり【親支援】
保護者の子育てに対する負担、不安、孤立感をやわらげ、安心して出産や子
育てをすることができ、子育てと仕事が両立できるまちを目指します。
- ※基本指針（子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義）
「子育てに対する負担や不安、孤立感をやわらげ、子どもの向き合える環境を
整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ
ることができるような支援をしていく」の記載を参考に修正。
- (2) すべての子どもの育ちを支援するまちづくり【子ども支援】
子どもが遊びや質の高い充実した教育・保育を受ける中で、自立心や社会性
を身につけ、また一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感をもって成長する
ことができるまちを目指します。
- ※基本指針（子どもの育ちに関する理念）
「一人ひとりがかげがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもっ
て育まれることが可能となる環境を整備する」の記載を参考に修正。
- (3) 地域全体で子どもと子育てを支援するまちづくり【地域子育て支援】
すべての人々が、子どもや子育て支援への関心と理解を深め、地域において
子どもの躍動する姿や笑顔があふれ、子どもや子育てを支え合うことができる
まちを目指します。
- ※基本指針（社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割）
「社会のあらゆる分野の全ての構成員が子ども、子育て支援の重要性に関心と
理解を深め、各々の役割を果たす」の記載を参考に修正。

4 子ども・子育て支援の新たな取り組み ※(1)~(3)は計画の必須事項

(1)「教育・保育提供区域」及び「量の見込み」の考え方を記載。

(2)「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごと、27年度から5年間の「量の見込み」、「確保方策」を年度ごとに記載。

●「幼児期の学校教育・保育」記載イメージ(国資料より)

A提供区域	27年度			28年度			29年度			
	3-5歳 学校教 育のみ	3-5歳 保育の 必要 性あ り	0-2歳 保育の 必要 性あ り	3-5歳 学校教 育のみ	3-5歳 保育の 必要 性あ り	0-2歳 保育の 必要 性あ り	3-5歳 学校教 育のみ	3-5歳 保育の 必要 性あ り	0-2歳 保育の 必要 性あ り	
①量の見込み (必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
②確保の内容	教育・保育施設	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			30人			50人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	



平成31年度まで記載

●「地域子ども・子育て支援事業」記載イメージ(国資料より)

〇〇支援事業	27年度	28年度	29年度
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0



平成31年度まで記載

(3) 「幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策」を記載。

【記載内容】

- ① 認定こども園の普及に係る基本的考え方
- ② 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割や推進方策等
- ③ 教育・保育施設や地域型保育事業者などの相互の連携や小学校等との連携の推進方策

(4) 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

【記載内容】 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供、相談支援や教育・保育施設の計画的な整備等

(5) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

【記載内容】

- ① 児童虐待防止対策の充実・・・関係機関との連携、相談体制の整備、発生予防・早期発見・早期対応、重大事例の検証
- ② 社会的養護体制の充実・・・家庭的養護の推進、専門的ケアの充実及び人材確保、自立支援の充実、家庭支援・地域支援の充実、子どもの権利養護の推進等
- ③ ひとり親家庭の自立支援・・・子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援等
- ④ 障がい児施策の充実・・・健康診査・健康診断の推進、専門的な医療・療育の提供、子どもと家族への支援の充実、情報提供等

(6) 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

【記載内容】 子育て支援サービスの充実、広報・啓発、情報提供等

※ 具体的な取組内容、記載方法については今後検討。

5 計画に基づく具体的事業

- (1) 基本施策ごとに現状、課題及び方向性を記載。
- (2) 基本施策に対応する実施事業を記載し、事業毎の評価指標等を設定。

6 計画の推進体制(PDCAサイクルの確保)

- (1) 静岡市子ども・子育て会議及び静岡市次世代育成支援対策推進会議をもって推進することを記載。
- (2) 計画は、静岡市子ども・子育て会議において毎年度点検・評価を行う旨を記載。

特に、「子ども・子育て支援の新たな取り組み」については、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等をもとに点検・評価を実施し、必要がある場合は計画を見直す旨を記載。

(仮称)静岡市子ども・子育て支援事業計画 計画体系案

※「●修正」、「●新規」は、子ども・子育て会議のご意見を踏まえ、子どもプランの体系を修正又は追加した箇所。

基本理念	基本目標(視点)	施策目標(大項目)	基本施策(中項目)	実施事業(小項目)	
静岡市は子どもをたいせつにします	<p>●修正 1 子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちづくり【親支援】</p> <p>次世代:「安心して子育てができるまちづくり【子育て支援】」</p>	<p>●修正 1 喜びと安心感をもって生み育てることができる環境づくり</p> <p>次世代:「1 子どもを安心して生み、育てることができる環境づくり」</p>	<p>1 妊娠・出産期における支援や医療体制の充実</p> <p>●修正 2 子育て・親支援サービスの充実</p> <p>3 ひとり親家庭への支援(静岡市ひとり親家庭等自立促進計画)</p> <p>4 子育てに配慮した生活環境の整備</p>	基本施策に基づく各事業を掲載	
		<p>2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり</p>	<p>1 多様な保育ニーズに対応するための支援</p> <p>2 多様な働き方の実現に向けた取組の推進</p> <p>3 男性の子育ての推進</p>		
		<p>3 子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり</p>	<p>1 子どもの健やかな心身をはぐむための支援</p> <p>2 子どもの健全育成促進と自立への支援</p> <p>3 子どもの安全・安心を確保する活動の推進</p> <p>4 虐待を受けている児童など配慮を必要とする子どもとその家庭への支援</p> <p>●修正 5 発達の違いや障がいのある子どもとその家庭への支援</p> <p>次世代:「5 障がいのある子どもとその家庭への支援」</p>		
	<p>●修正 2 すべての子どもの育ちを支援するまちづくり【子ども支援】</p> <p>次世代:「子ども自らの育ちを支援するまちづくり【子育て支援】」</p>	<p>4 子どもの「生きる力」をはぐむ教育環境づくり</p>	<p>1 学校における教育環境の整備</p> <p>2 地域や家庭における教育環境の整備</p> <p>●新規 3 幼児期の質の高い学校教育・保育の充実</p>		
		<p>●修正 3 地域全体で子どもと子育てを支援するまちづくり【地域子育て支援】</p> <p>次世代:「地域で子育て子育てを支援するまちづくり【地域づくり】」</p>	<p>●修正 5 地域全体で子どもと子育てで家庭を支える環境づくり</p> <p>次世代:「5 地域で子育て子育てを支え合う環境づくり」</p>		<p>1 世代間交流の促進</p> <p>●修正 2 地域における子育て支援活動の促進</p> <p>次世代:「2 地域における子育て支援活動や健全育成活動の促進」</p> <p>●新規 3 地域における健全育成活動の促進</p>

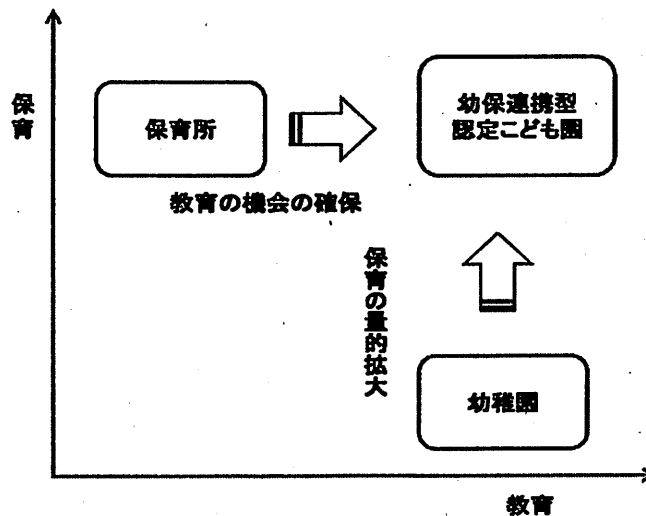
静岡市立幼稚園・保育所移行方針 ※概要版

(1) 検討の基本方向

「原則、すべての市立幼稚園・保育所は幼保連携型認定こども園をめざす」

【幼保連携型認定こども園のメリット】

- ・認可幼稚園と認可保育所の機能を併せ持つ施設
- ・保護者の就労状況等にかかわらず、質の高い幼児期の教育・保育の一体的提供が可能
- ・子育て相談など地域のすべての子育て家庭を支援する機能を持つ



(2) 移行方針

新制度が導入される平成 27 年度に市立幼稚園・保育所は幼保連携型認定こども園に移行することとし、同時にすべての市立園を子ども未来局の所管とする。

市立幼稚園のうち 12 園は、3 歳以上の児童を対象とした認定こども園へ移行し、これまでの幼児教育に加え、保育の必要な児童には保育を行うこととする。（当分の間、0～2 歳の児童の受入を行わない。）

市立保育所のうち 45 園は、0 歳から 5 歳の児童を対象とした認定こども園へ移行し、3 歳以上の児童には、これまでの保育に加え、幼稚園と同様の幼児教育を行うこととする。（当分の間、教育のみを必要とする児童の定員枠を設けない。）

児童数がきわめて少ない山間地の 4 園（井川、清沢、梅ヶ島、大川）は、小規模保育事業（定員 6 人から 19 人）を行う施設へ移行し、幼児教育と保育の一体的提供を行うこととする。

(3) 定員設定

市内の私立・市立各園の教育・保育の定員設定を行い、平成 26 年度中に策定する「静岡市子ども・子育て支援事業計画」において、供給量を取りまとめる。

市立園の定員の設定にあたっては、入所児童の継続入所が可能となるようにするとともに、私立園の移行施設形態等に配慮し、柔軟に対応するものとする。

(4) 施設の適正配置等の考え方

市立園の適正配置・民営化等については、市全体で進めるアセットマネジメントの計画策定・見直しの中で、以下の項目についての検討を行い、積極的に進めていく。

- ・近隣に複数園が所在する場合
- ・老朽化した施設の対応
- ・私立園との調整

(5) スケジュール

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市立幼稚園		移行準備	幼保連携型認定こども園 山間地以外				
市立保育所		移行準備	こども園(小規模保育事業) 山間地				
定員設定・調整	設定		調整				
適正配置検討	検討						
統廃合・民営化						検討・実施	

(6) 市立園(公立施設として)の役割

新制度において、市立園は次の役割を担うものとする。

① 行政機関としての役割

行政が直接施設運営に携わることで、現場から得られる情報をもとに、教育・保育及び子育て支援のニーズや課題などを的確に把握し、ニーズに即した施策展開を図る。

② 研究実践を行う役割

教育・保育及び子育て支援の実践研究を行い、私立園との連携の中でその成果を還元し、本市の教育・保育及び子育て支援の質の向上を図る。

③ 民間だけでは対応が難しい取組を推進する役割

民間だけでは対応が難しい教育・保育及び子育て支援の取組について、公立園が推進していく。

- ・山間地のニーズへの対応
- ・特別な支援が必要な児童への対応
- ・子育て困難家庭への支援
- ・小規模保育の連携園を確保できない場合の受け皿としての役割 など

④ 災害時の緊急保育への対応や避難所としての役割

災害や感染症発生などにより市内各園が臨時休園する場合には、公立園が緊急保育を実施する。また、大規模な災害発生時には、要援護者(乳幼児のいる世帯)対象の避難所として機能させる。

待機児童解消加速化計画に基づく施設整備について

1 平成 25 年度募集分

(1) 新設

施設種別	施設数	保育整備量	開所時期
認可保育所	3 件	180 人	平成 27 年 4 月
分園	1 件	20 人	平成 27 年 4 月
小規模保育事業	5 件	90 人	平成 26 年 4 月

(2) 増改築・大規模修繕

施設種別	施設数	保育整備量	開所時期
保育園	3 件	65 人	平成 27 年 4 月

(3) 認定こども園整備

施設種別	施設数	保育整備量	開所時期
認定こども園	6 件	164 人	平成 27 年 4 月

2 平成 26 年度募集分

施設種別	施設数	募集時期	開所時期
認定こども園	10 件程度	平成 26 年 5~7 月	平成 27 年 4 月
小規模保育事業	7 件	平成 26 年 5~7 月	平成 27 年 4 月

